

令和4年第5回農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年5月9日(月) 14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 A棟中東会議室

出席委員

(農業委員 13名)

| | | | | |
|------|------|------|------|------|
| 京谷理史 | 松永年實 | 水本幸男 | 三田茂明 | |
| 葉山昌男 | 植野純央 | 堀内利弘 | 吉田繁 | 鬼追章浩 |
| 奥野晋也 | 内本正美 | 大谷章 | 小池良夫 | |

(推進委員 5名)

| | | | | |
|------|------|------|------|------|
| 森本元昭 | 梅谷忠道 | 吉田隆美 | 松山敏行 | 白樫保雄 |
|------|------|------|------|------|

欠席委員

(農業委員 1名)

古澤義夫

農業委員会事務局

東伸 白樫明広 篠崎恵 渡辺正治

案 件

報告第15号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第17号 農用地利用集積計画書の承認について

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

委 員

委 員

東 局長

みなさんこんにちは。

定刻よりまだ少し早いですけど、みなさんお揃いですので、ただいまより、令和4年第5回の農業委員会総会を開催させていただきます。

まず、出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは開会にあたりまして、京谷会長よりご挨拶をお願いします。

京谷会長

本題に入る前に1点だけお知らせですが、JA大阪南の内本組合長の方から、すでに、各農協の支店長と一緒に農地パトロールで巡回されているところもあるかと思えます。ほとんどが農業委員だけの農地パトロールになりますので、JAとしても農地を知っておく必要があるということで、今年の農地パトロール11月ぐらい、その時から、各支店長も一緒に農地を見たいという意向もありますので、皆様方のご協力よろしく願いいたします。

それでは、事務局の方から案件の概略説明、お願いいたします。

東 局長

ありがとうございました。

それでは、令和4年第5回農業委員会総会で上程させていただきました、議案の概略を説明させていただきます。

初めに、報告第15号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、埴生地区1件です。

次に、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について駒ヶ谷地区2件、古市地区1件の計3件です。

議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について駒ヶ谷地区1件です。

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について西浦地区1件です。

議案第17号 農用地利用集積計画書の承認について駒ヶ谷地区1件です。

以上 本日ご審議いただきます案件については報告案件が1件、議案案件が6件の合計7件となります。

なお、本日欠席の委員は、古市地区の 古澤委員です。
それでは会長、ご審議の程よろしく申し上げます。

京谷会長 本総会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ありませんか。

全委員 異議なし

京谷会長 それでは、本日の議事録署名委員を森本委員さんと大谷委員さん
に申し上げます。よろしくお願ひいたします。

それでは、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
事務局から説明をお願いします。

事務局 第4条第1項第8号の届出について、ご説明させていただきます。
この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。
農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するた
めの届出です。

地図「4条届」をご参照ください。

地区名は、埴生地区です。

対象農地は、伊賀1丁目338番6 地目は田。面積は84㎡

届出人は、●●●●●●●●●● 様

転用目的は、住宅です。

現場確認委員さんは、松山委員さんです。

なお、本届出について「農地法関係事務処理にかかる処理基準」
第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議
案の受理については問題ありません。

現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありま
せんでしたので報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

京谷会長 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、地元委員

さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷会長 議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請につきまして3件続けて説明させていただきます。
本件は、農地の所有権移転を行うものです。

1点目、地図3条許可①をご参照ください

地区名は、駒ヶ谷地区 申請地 飛鳥696番1 田 208㎡

譲渡人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の耕作面積は、2, 255㎡となります。

申請地には現在、農業用倉庫があり、所有権移転後も農業用倉庫として使用いたします。

譲受人は農作業歴50年、軽トラック、トラクター、田植機、コンバイン、噴霧器を所有。

所有している農地も適正に管理されております。

以上のことから、所有権移転後も有効利用が期待できるものと考えます。

続きまして2件目です。

3条許可②の場所をご参照ください。

地区名は、駒ヶ谷地区 申請地 駒ヶ谷647番 畑 92㎡

譲渡人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の譲受人世帯の耕作面積は、3, 069㎡となります。これは兄弟同士の譲渡となります。

譲受人は農作業歴40年、軽トラック、草刈機、耕運機、噴霧器を所有。所有している農地も適正に管理されております。

以上のことから、所有権移転後も有効利用が期待できるものと考えます。

続きますして3件目。

地図の3条許可③をご参照ください。

地区名は、古市地区 申請地、古市1481番ほか2筆

いずれも田2, 094㎡

譲渡人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の譲受人世帯の耕作面積は、2, 094㎡となります。こちらは、親子間の贈与になります

譲受人は農作業歴35年、トラクター、田植機は実家所有の機具を使用します。

所有している農地も適正に管理されております。

以上のことから、所有権移転後も有効利用が期待できるものと考えます。

説明は以上です。

ご審議よろしくお願いたします。

京谷会長 1件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 現状は農業用倉庫となっております。●●●●●ですけど、飛鳥のなかでも稲作をしております。●●●●●の承継が昨年10月末に通知され、早めに稲作をしております問題はないと思います。

京谷会長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷会長 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、1件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

京谷会長 次に2件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 5月1日に現地確認に行きました。●●●●さん、譲り渡すほうがお兄さんで、●●さんが弟です。お兄さんの方が、2年前にまだ60代でまだ若いですが農業をやめてますが、特に問題ありません。

京谷会長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷会長 地元委員さん、地区委員さんも異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、2件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

次に3件目の古市地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員が私になるので、私の方から。

地元委員 こちらのほうは、4月26日に現地確認しました。親子関係の移転ということで、現状でも農地作っておられますので、異議はございません。

京谷会長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷会長 地元委員さん、地区委員さんも異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、3件目の古市地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

京谷会長 次に議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第4条の許可申請について、説明いたします。
地図4条許可の場所となります。
申請者、●●●●様 申請地、大黒586番4、地目は田
面積は、364平方メートル、転用目的は、露天駐車場となります。
農地区分につきましては、申請地から300m以内に近鉄南大阪線「駒ヶ谷駅」があるため、農地法施行規則第43条第2号に該当し、第3種農地と判断します。
申請者は、産業廃棄物収集運搬業を営んでおり、事業拡大に伴いトラックの駐車場が手狭となったため、自身の所有する申請地を利用し露天駐車場として整備するものです。
駐車予定台数は大型車2台、普通自動車1台となっております。
表面は砕石仕上げとなり、雨水排水につきましては、地元水利組合の管理する水路へ放流、隣接農地所有者からの同意も得られていることから、周辺農地への営農等に支障がないものと考えます。
資金調達についても相応な経費で、自己資金により開発を行います。
説明は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

京谷会長 駒ヶ谷地区の農地法第4条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 4月28日に植野委員、吉田繁委員と事務局の白樫さんとで現地確認に行きました。若干、雑草とかありましたけど、問題はありません。

京谷会長 地元委員さん異議がないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷会長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、駒ヶ谷地区の農地法第4条許可申請は、許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。

次に議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。地図5条許可の場所となります。

譲受人 ●●●●●●●●●●●●●●●●、譲渡人 ●●●●● 様

所在地は、西浦1206番4 他1筆 地目はどちらも畑
面積は、合計1,168平方メートル 転用目的は、露天資材置場となります。権利の種類は、所有権移転となります。

農地区分として、申請地から300m以内に高速道路出口があるため農地法施行規則第44条第2号に該当し第3種農地と判断いたします。

譲受人は、建築業を営んでおり、南河内地区での仕事が急増し、現在利用している資材置場が手狭となり、資材置場の確保が急務となったため申請地を利用し、露天資材置場として整備するものです。

置く予定資材は、重機3台、砂、砕石、丸太、鉄板、鉄骨となっています。

表面は砕石仕上げとなり、ネットフェンスを設置、雨水については、申請地西側の側溝へ放流、地元水利組合や隣接農地所有者の同意も得られていることから、周辺農地への営農等に支障がないものと考えます。

資金調達についても相応な経費で、自己資金により開発を行います。

説明は以上です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

京谷会長 西浦地区の農地法第5条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 4月25日に地区委員さんと事務局と一緒に調査いたしまして、特に問題はないと思います。以上でございます。

京谷会長 地元委員さん異議がないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷会長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、西浦地区の農地法第5条許可申請は、許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。

京谷会長 次に、議案第17号 農用地利用集積計画書の承認について、事務局から説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画書の承認について
羽曳野市長から、農用地利用集積計画書の承認に係る諮問がありましたので、これに対して意見を提出するものです。
地区の「利用集積計画」の場所となります。
地区名は、駒ヶ谷地区です。
申請地は、駒ヶ谷813番の一部 地目は、畑 4,039㎡うち2,000㎡ 利用権の設定をする者 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●
●様 利用権の設定を行う者 大阪府中央区南本町二丁目1番8号一般財団法人 大阪府みどり公社 理事長 竹柴清二 様
利用権の設定を受ける者は、●●●●●●●●●●●●●●●●●●
●●様は、2年間「羽曳野市ぶどう就農促進協議会」で研修され、申請地で「ぶどう」を栽培されます。
設定する利用権は、使用貸借権となります。
貸付期間は 令和4年6月1日から令和9年5月31日までの5年となっています。
説明は以上です
ご審議よろしくお願いたします。

京谷会長 駒ヶ谷地区の農用地利用集積計画書の承認について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 5月1日に現地に見に行つて参りました。現況は露天のブドウ棚でした。今回はその半分を貸すということになります。特に問題はありせん。

京谷会長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷会長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、原案どおり承認決定いたします。
駒ヶ谷地区の農用地利用集積計画書につきましては、市長に承認の旨、回答いたします。

これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

本日はありがとうございました。